



川口支部主催

宅建業法令研修会のご案内

法改正による相続登記義務化・ 空き家対策特別措置法のポイント 及びハラスメント対策について

令和6年度宅建業法令研修会を下記の通り、集合研修方式にて開催します。
令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。
不動産取引にどう影響するのか、宅建業者として知っておくべきことは何か、わかりやすく解説します。
申込は不要ですが、川口支部研修会のため、当日「**研修受講証**」をお持ちください。
ご多用中とは存じますが多くの皆様のご参加をお待ちしております。

- 日 時 令和6年 **7月30日(火)**
14時～15時30分(予定)
(受付開始 13時30分から)
※質疑応答の時間を設けております。
- 会 場 川口駅前市民ホール **フレンディア**
(キュポ・ラ本館棟4階 川口市川口1-1-1)
- 講 師 司法書士・行政書士法人 本多事務所
本多 賢太郎 氏
- 申込・費用 不要

協会にメールアドレスをご登録いただいている方には、メールでもご案内しております。
まだ登録されていない方(ご案内メールが届いていない方)はぜひご登録ください。
支部事務局までメールまたはお電話にてご連絡ください。

お問 合せ 先

(公社)埼玉県宅地建物取引業協会 川口支部
担当:相談・法令遵守委員会

メールアドレス/kawaguchi@takuken.or.jp
TEL/048-255-7711 FAX/048-255-7712